

令和3年度第4回 芦屋市交通安全対策委員会 会議録

日 時	令和4年1月24日(月) 13:30~15:00
場 所	芦屋市消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	委員長 辻 正彦 副委員長 三好 一示 委 員 三谷 哲雄 川口 弥良 小川 智瑞子 岡本 和也 柴田 陽子 濱田 康男 欠席委員 村上 民恵 鞍田 反省 橋本 富二男 岡村 和代 木下 新吾 事務局 山本建設総務課管理係長 寺尾建設総務課主事
事務局	建設総務課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 協議事項
  - 第10次芦屋市交通安全計画改定案について【資料1~3】
- (3) その他
  - 今後のスケジュールについて
- (4) 閉会

2 提出資料

- (1) 令和3年度芦屋市交通安全対策委員会(第4回)次第
- (2) 芦屋市交通安全対策委員会委員名簿
- (3) 第10次芦屋市交通安全計画改定案新旧対照表(本文)
  - : 現計画との比較【資料1】
- (4) 第10次芦屋市交通安全計画改定案新旧対照表(本文)
  - : 配布資料との比較【資料2】
- (5) 第10次芦屋市交通安全計画改定案新旧対照表(脚注の目標値)【資料3】
- (6) 第10次芦屋市交通安全計画改定案

3 審議経過

開会

(事務局山本) ただいまから令和3年度第4回芦屋市交通安全対策委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただき、ありがとうございます。私は事務局を担当しております芦屋市建設総務課の山本と申します。まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。次第と委員名簿、資料1から3、第10次芦屋市交通安全計画改定案の以上

6点になります。

本日、ご出席いただいております委員の皆様を配付しております委員名簿順にご紹介させていただきます。

芦屋市都市建設部長辻委員長，芦屋市都市建設部建設総務課長三好副委員長，流通科学大学経済学部教授三谷委員，芦屋市企画部市民参画・協働推進室長川口委員，芦屋市こども・健康部子育て推進課長小川委員，芦屋市都市建設部道路・公園課長岡本委員，芦屋市都市建設部都市計画課長柴田委員です。後ほど芦屋市消防本部救急課長濱田委員が来られる予定です。

芦屋市PTA協議会村上委員，芦屋市老人クラブ連合会副会長鞍田委員，芦屋警察署交通課長橋本委員，芦屋交通安全協会岡村委員，芦屋市教育委員会学校教育部学校教育課長木下委員は欠席となっております。

事務局としまして，私，山本と，同じく都市建設部建設総務課の寺尾です。どうぞよろしく願いいたします。

これより議事に入りますので，会議の進行を辻委員長にお願いすることといたします。

(辻委員長) お忙しい中，お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。まずは会議の成立について，事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局山本) 本日の芦屋市交通安全対策委員会の出席状況ですが，委員定数13名中現在7名出席しておりますので，芦屋市交通安全対策委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき，委員全体の過半数の出席がありますので会議は成立しております。

(辻委員長) ありがとうございます。この委員会が成立していることを確認いたしました。それでは，会議及び議事録の公開について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局山本) 本委員会は芦屋市情報公開条例第19条の規定により原則公開となります。そのため，会議における発言内容，発言者のお名前は，後日，議事録として市のホームページ等にて公開されますことをご了承いただきますようお願いいたします。

(辻委員長) ありがとうございます。それでは内容に入っていきたいと思います。協議事項について，事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局山本) 計画改正案及び新旧対照表について事前にお渡ししていましたが，その後事務局で見直した結果，修正部分が増えております。資料1は再度修正した分も含めて，今現在の計画とどこが変更になったかという改定案の新旧対照表になっております。資料2は事前配付資料と，再度修正したものの新旧対照表になっています。資料3は目標値などの脚注部分の時点修正等をしておりますので，その新旧対照表になっています。

それでは本日の説明は資料1を中心にさせていただきます。1つ目は，第10次計画は平成32年までの計画ですが，今回5年間延長する措置をとるため，令和7年までに変更しています。2つ目は，これまでの委員会の議論でもありました「データ分析に関わる記述が必要なのではないか」というご意見を反映させ，7つの柱に「データ分析に基づくきめ細やかな対策の推進」を追加しております。3つ目が「自転車の安全確保」について，委員会で自転車の施策が重要では，実施内容も「良」より「可」が多

いため、自転車向け施策の改良が必要ではというご意見を受けまして、この内容を追記しました。4つ目の生活道路に関する記述ですが、幹線道路は市の施策が反映させにくいため、生活道路における事故をどのように防いでいくかという点に力を入れるべきとの議論もございましたので、地域連携の重要性との内容を追記しました。5つ目が、道路交通事故の現状を平成28年から令和2年のデータに時点修正しています。交通事故による死者を0人にすることが目標ですが、直近5年間では0人又は1人という状況が続いています。交通事故の死者を除いた負傷者数については、402人を記録した年もありましたが、以降は300人台で推移しております。最終年である令和2年の交通事故数は減少しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるため、このように記載しました。

2ページの1つ目のグラフ及び目標に移ります。計画部分の4ページをご覧ください。こちらでは令和2年まで期間を延ばしました。次の自転車ネットワーク計画に関連する記述について、第10次計画策定時は当計画が存在しなかったため、右側の記述になっていましたが、その後、計画が策定されたので、それを踏まえた記述に変更しています。

3ページ目の横断歩道合図運動（アイズ運動）について、芦屋警察署交通課長から県警本部をあげてアイズ運動に力を入れているというご意見もございました。よって、アイズ運動に関する記述を後半部分に追記し、項目としてもアイズ運動の推進を加えました。

4ページ目の自転車対策の推進では、従前よりも充実させていきますとの内容に変えています。中段については、平成32年までに市内の自転車に関わる事故件数を188件以内にするのが目標でしたが、令和7年までに82件以下と目標を変更しております。下段については、自転車の安全適正な利用の促進に関する条例に関連し、交通安全教室やキャンペーン等を通じた普及啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつという内容で、これに対してもより力を入れていくという表現にしております。また、重点施策の7つ目の柱に「損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進」とありましたが、2つ目の柱「自転車対策の推進」の中の重点施策に移動しました。

5ページ目については、上中段について自転車ネットワーク計画が策定されましたので、それに即して変更しています。下段の社会資本整備重点計画については、直近の閣議決定及び計画期間について変更しております。一番下の防護柵の改修では改修率を目標にしておりましたが、目標は明示せずに歩行者の安全対策を行いますとの記述に変更しております。

6ページ目の無電柱化に関する記述についても目標値を載せておりましたが、整備を行いますという形に変更しております。2つ目は、自転車ネットワーク計画が策定されたことに基づく記述の変更です。3つ目の、自転車の駐車対策の推進については、もとはJR芦屋駅南側再開発の進展によって分散された既存の駐輪場を集約整備しますという内容でしたが、再開発の見通しが不明確である状況を受け、表現を変えております。4つ目の体験・体感型手法の活用では、導入を活用という形に変更しています。最後、6ページから7ページにかけて、重点施策で新たに加えた「データ分析に基づくきめ細かな対策の推進」について、県計画の該当部分を参考に追記しております。

資料3については、5年経ったので目標の脚注を時点修正しています。

事務局からの説明は以上です。

(辻委員長) それでは質疑や意見等があれば、お願いいたします。

(三谷委員) 今回の改定に当たり、活用すべき大事なものは施策一覧表です。各施策の評価結果や見えた課題、そしてそれらを集計した通信簿です。それらをベースに改定しなければならないと認識しており、今回示された改定内容がその施策一覧表並びに通信簿のどこにリンクしているのか明らかにしておかなければ、施設一覧表や通信簿を作成した意味が無いと思っています。個々の施策評価をこの計画書の中にどう組み込むかは、様々なやり方があると思います。おそらく上位の全体像が計画書に書かれているのだと思いますので、施策の評価表にあった個々の内容を書き込むものではないと思います。ただし、書かなければ見えた課題を直すことができなくなってしまふような個所に関しては、改定を入れておかないといけないと思います。そういう視点でこの改定案と、頂いた資料1・2・3を事前に確認しました。大まかな印象ですが、大事なところは上手く改定されているのではと思います。ただ、私が見落としている可能性があるため、事務局でも一通り目を通していただいて、書いておかないと課題が改善されないような事項については、ぜひ記載していただきたいと思います。もちろん、既存の記載で対処できるならば、改定する必要はないと思います。

(事務局山本) 説明が抜けていた部分がございますので、再度、補足説明させていただきます。本日お示しした資料は計画の本文のみになっておりますが、先ほど三谷委員のご発言にありましたように、これまでの委員会において皆様からたくさんのご意見を頂戴しました。個別の事業内容に関わる部分も多数ございましたので、その部分については、これまでの委員会でお配りさせていただいた振返りのための資料である実施内容でも、反映させられる部分は反映していきたいと考えております。先ほど三谷委員からご指摘があったような内容も、照合していかなければならないと考えております。

(三谷委員) 私の認識と同じ認識をされていると思いました。施策一覧表の評価結果の課題部分は「見えてきた課題」と書かれてあります。そこに書かれているのは、各事業の中で反映していくものがほとんどだとは思いますが、現状、記載されているかどうか分かりませんが、上位の計画案の中に記載しなければならぬ部分については、今後、確実に入ると理解してよろしいですね。

(事務局山本) はい。

(三谷委員) 分かりました。そうすると、今回の改定に当たっての方針について記載があった方がいいと思いましたが、いかがでしょうか。

(辻委員長) 皆さん、ご意見はございますか。事務局はどうですか。

(三谷委員) これまでこういった取組を実施し、第11次計画の策定ではなく第10次の改定にいたったのか。改定する箇所はどういうことを実施し、どのように改定する箇所を見つけ出したのか。その結果がこれですという記載が必要だと思います。

(事務局山本) 本日は提示しておりませんが、計画には目次があり基本理念に入る前に前書きがあります。そこに記載した方が良いかもしれません。

(辻委員長) 今のままでは第10次計画と、今回の改定版がどういう位置づけになるのか全く分かりませんね。

(三谷委員) そのような前書きがあると、計画書だけを見たときに感じた様々な懸念事項は全てなくなります。その方がスムーズな流れになると思います。

(辻委員長) 三谷委員から頂いたご指摘の中で、もともと第10次計画の中で謳ったものをどう実施に移したかを一覧表にしたものなので、基本的には計画とずれていないはずです。ただし、5年経過しているため、計画に記載はありませんが、実施すべき項目や実施している項目がある可能性もありますので、そういった項目が無いかどうか洗い出す必要があると思います。

その他に何かございますか。

(三谷委員) 施策一覧表は第10次計画が策定された当初の施策に対するまとめ表であり、評価結果です。本当はそこに追加すべきものは追加しなければならない。しかし、それがまだできていません。つまり、評価結果の部分だけがない状態となります。施策一覧表の改定版がおそらく必要になると思います。そこに、おっしゃっていたように必要なものは付け加え、不要なものは削除することをやらなければなりません。そういう流れになると思います。そういう意味では、成果物が2種類あるイメージとなります。第10次計画を評価した結果と、今取り組んでいる第10次改定版に向けた施策一覧表。前者には評価が入りますが、後者は施策の一覧表なので、評価はまだありません。

(辻委員長) なるほど。三谷委員のご発言は、第10次計画のことではなかったのでしょうか。

(三谷委員) 私が施策一覧表と言ったのは、第10次計画策定の際に作られた方針と、各事業それぞれの一覧表で、今回、1年、2年かけてそれぞれの施策の事業評価をした○×△と記載したものを指します。それを、私は施策一覧表と位置づけました。第10次改定版ができた時には、引き続き実施できるものについては第10次改定版にもその施策がそのまま入る。もし削除するものがあれば、削除する。改良すべきところは改良していく。そういう整理を行う必要があります。

(辻委員長) その評価はまだですね。確認しなければならないとのご発言は、第10次計画のベースですか。

(三谷委員) ベースになっている施策の実施結果(第10次計画の当初施策に対する評価も含む施策一覧表)の別冊、つまり評価結果を踏まえた一覧表(第10次計画改定版向けの新しい施策一覧表)を作る必要があると思います。

(辻委員長) 私はもともとの第10次計画があり、その内容から一覧を決めています。しかし、時間が経過しているため計画には記載がなくとも実施した評価に値する項目があるかも知れませんが、その抜けがないか確認すべきではないかという意図で発言しました。

(三谷委員) 承知しました。第10次計画の施策一覧表の追補版的なものも必要だと思います。書き切れていないものがあれば、きちんと書いて評価するべきだと思います。

(三好副委員長) データを利用して分析するようなことは第10次計画では謳われていませんでした。しかし今では、当委員会の中で事故マップなどを利用するようになったということが、委員長から発言のありました第10次計画には記載はないが実施していることを意味するのではないのでしょうか。

(辻委員長) そのとおりです。

(三谷委員) 同様なものは、そのくらいでしょうか。

(三好副委員長) そうだと思われます。

(三谷委員) 個々の事業については、過去を踏襲されているでしょうから、大きく異なることはないと思われます。よって、抜けているとすれば全ての施策に関わる内容でしょうか。例えば、データを使った分析についてはどうなっていますか。

(三好副委員長) 今回、7つの柱に加えました。

(辻委員長) その他、どうでしょうか。

(三谷委員) 全体については、おそらく出揃ったかと思しますので、少し個別の話をさせていただきます。資料1の1ページの3枠目。第1節基本的な考え方(3ページ)と書いてある四角の中、自転車の安全確保に関する記述のところですか。この記述について、どこかに同じフレーズがあり、そのまま転用されているならば構いませんが、そうでないならば少し違和感を覚えるところがあります。読んでみますと、「自転車の安全利用促進と生活道路・幹線道路等において、歩行者との共存を図る目的で」と書いてあります。歩行者との共存は生活道路なら分かります。しかし、幹線道路はどちらかというと自動車との共存ですので、違和感を覚える記載になっているため、「生活道路・幹線道路などにおいて、歩行者と車両との安全な共存を図る目的で」との案を先だって事務局にお伝えしました。生活道路に関しては、主に歩行者。幹線道路に関しては、歩行者も自動車も安全な共存を図る目的でというような表現にすると、すごく収まりがよいと思います。そして、導入が進められている自転車レーン。自転車レーンのことだけが書いてありますが、おそらくそうではないと思います。実際には幹線道路において、自転車レーンがこれ以上設置できないと思います。一方で、生活道路に関しては、通行位置明示(矢羽根)の整備が至るところで進められようとしています。そういったことも、記載した方が整備施策を展開しやすくなると感じましたので、もう少し詳しく「現在進められている自転車レーンや通行位置明示について、理解を深めるための周知に努めます」。との一文を、理解を深めるための周知と書いていいのかわかりかねますが、そのような安全確保に向けた整備と理解を深めていきますという表現にしてはどうかと考えています。

(辻委員長) 確かに、三谷委員がご指摘のように誤解を生みますね。

(三好副委員長) 通行位置明示(矢羽根)の工事を宮塚町近辺の南北通りと茶屋之町近辺南北通り、国道2号で実施しており、1月末頃に完成する予定です。早速、国土交通省、警察、市で啓発を実施する予定です。

(三谷委員) ならば、そういったことも正しく明記される方がよいと思います。同じく資料1の3ページ。交通弱者対策の充実について、後半部分の追記箇所です。違和感があります。「さらに歩行者に対する対策として、令和2年には県内で発生した死亡事故のうち、自動車と歩行者の事故が3割以上を占めている」といった状況を踏まえ、兵庫県では「横断歩道合図(アイズ)運動」が提唱」とありますが、3割が横断歩道上で起こっているように読んでしまう可能性があります。現実的にはおそらく違うと思いますが、正しく書くために文書をもう少し変える方がよいと感じました。「3割以上を占めている」は正しいですが、合図(アイズ)運動に至るまでに、一文入れる方がよいと思

います。「歩行者と自動車との事故の防止では、自動車運転者（ドライバー）と歩行者との間の意思疎通が非常に重要な役割を果たす」と、よく言われているとおりで。このような状況を踏まえて、歩行者事故防止の一環として兵庫県ではという流れにした方が正しいのではと感じました。

(辻委員長) そうですね。この文章だけでは少し意図が読み取りにくいですね。

(三谷委員) あとは4ページです。自転車対策の推進について、これまでは抽象的に対策していきますと書かれていた文章が、効果を検証しながら必要に応じて充実との文書に変わり、非常に良くなったと思います。まさにこれからやっついこうとの意思表示になっています。ここ1, 2年は実施していますから、そういったことも踏まえてのこの記述は非常に良いと思います。

6ページの上から2つ目の枠です。3節2の(3)エの(ア)自転車の環境整備。ここも環境整備を推進するだけでは安全につながらない気がします。先ほどの共存ができないと、おそらく整備だけでは難しいです。つまり、環境を整備するとともに使い方もきちんと周知する。このことはこれまでの委員会で様々な方から意見が出ていたと思います。そういったことも踏まえた文書にした方がいいと思います。ただ、ここに書くべきかどうかは分かりませんので、しかるべきところにセットで書いておかなければいけないと思います。そして、「に基づく自転車走行環境の整備を推進することにより」をより丁寧に「することにより、自転車と歩行者の分離や自動車との適切な空間共有によって、安全な自転車利用環境の整備」と書いた方が、良いと思います。

これも違和感を覚えたという意味で、最後の枠のデータ分析に基づくきめ細かな対策の推進について指摘します。この項目が追加されたことは、非常に大きな意味があると思います。ただ、兵庫県は本当にこういったことを実施していたのでしょうか。方針は立てても、具体的な取組は実施されたのでしょうか。もしかしたら、オープンデータカタログなどもその取組の一つかもしれません。交通事故のデータも含まれますので、そうであるならば、芦屋市でもこの第10次計画の期間中に積極的に取り組んでいました。その取り組んでいたことをさらに発展させて、安全対策につながるように積極的に取り組んでいきますと書いて良いと思いました。2文の間にそういった文言を入れた方が、芦屋市の目指すべき目標に向けた積極的な取り組みがより目立つと思います。以上です。

(辻委員長) 三谷委員からご指摘いただいた箇所やその他それぞれ所管しているところで、何かご意見はありますか。

(川口委員) 所管していない箇所ですが、5ページの一番下で、現行は防護柵や無電柱化について改修率などの目指すべき数値の記載がありますが、改定版では無くなっています。何故でしょうか。ある程度進捗しているからでしょうか？

(岡本委員) 改修率に関して言えば、ここ数年若干ながら鈍化しています。

(川口委員) そういうことですね。高いところに行き詰まる。

(岡本委員) 示せないわけではありませんが、イメージが9割近くなってきていますので、90.0%、91%と記載し続けることが良いのかどうか。

(辻委員長) 上位計画の総合計画では、前計画時は数字を記載して管理する、数字を中心とした印象でした。ただ、現計画では数字の記載がないものもありますよね。現計画に防護柵の目標値を記載しているのなら、ご指摘のように記載し

た方が整合的に良いのでは。記載のない場合は、現案でも良いと思います。

(三谷委員) 私も数値を記載しなくて良いのかと感じていました。ただ、目標の100%になったとして本当に安全につながるかは疑問があります。整備できる場所を整備しようとしたときの目標値なので、安全のために定められたものではないと考えた時に、この数字(改修率や達成率)にどれほどの意味があるか。そう考えると、整備を進めていきますとの記載で十分ではないでしょうか。ただ一言付け加えるならば、例えば「安全が求められている箇所を優先的に整備します」や、「危険な箇所を重点的に」などそういった文言を入れた方が良いと思います。安全対策の視点で見ると、もう少し安全に関わるところを示す方が良いと思います。

(辻委員長) 今のご指摘を受けて、岡本委員とどうするかご相談させていただきます。

(三谷委員) そのときには必ず、ここは安全のための目標値・目標だと分かるようにされると良いと思います。

(辻委員長) 9ページのさくら参道は、既に道路の形態は変わっており、歩道は良くなっています。ただ、埋柱ができていないため、埋柱ができればさらに安全性は高まるということで、まだできていないという文書になっていると理解していますか。

(事務局山本) こちらも道路・公園工事担当からこのような文面の提出がございました。

(三谷委員) 否定するわけではありませんが、一般的に、整備が直接安全と関係しないものが、目標値として掲げられていると思います。記載する場合は、どう安全につなげようと整備をしているのか、明確にした方が読者には分かりやすいと思います。これを機会に、そういった文書に直された方が良いと思います。

(辻委員長) 例えば、芦屋川沿いの防護柵は昔に整備したので高さが65センチしかありません。しかし、余りにも低いことで通行者が気をつけられることで事故はあまりありません。なかなか悩ましいですね。

(三谷委員) 安全を確保すべき箇所を重点的に実施する、などと書くことで、数字を記載するよりも実施しやすくなると思います。

(辻委員長) 他に何かありますか。

(三谷委員) 冊子にする際の構成はどうなりますか。

(事務局山本) もともとの計画には後ろに委員会の開催時期や議題、策定に至る経過、用語解説のページがございます。

(三谷委員) 第10次計画の施策一覧表兼評価結果兼課題資料を掲載することは難しいでしょうか。冊子は第10次計画改定版のため、旧施策の内容が入ることに違和感があるかもしれませんが、資料として掲載してもいいと感じました。

(事務局山本) 施策一覧ですか。

(三谷委員) 第10次計画の策定時に作った施策の一覧表です。きちんと誤解なく分かるように、説明など追記しなければなりません。導入部分でそれに基づき改定しましたと書く限りは、その資料がないとどう評価されたかが分からない。ただ、これまでの会議の中でやり取りがありますので、議事録を見てくださいという方法もあると思います。いずれにしろ、何らかの形でせっかく作った成果を入れておくべきだと思います。

(三好副委員長) 会議の策定経過のような記載があると思いますので、少なくともそこには施策一覧表の精査や作成も入ってくると思います。

- (三谷委員) そういう記載になるのであれば、本来、第10次改定版の施策一覧表が欲しいです。そうすることで、施策事業を展開していくことになります。例えば今回はそこまでできないと思いますので、その代わりにと思ったのですが、掲載することで混乱しうるならば、掲載しなくてもいいかもしれません。
- (辻委員長) 事務局で整え、全体を見渡してどうするか三谷委員とご相談させていただこうと思います。本来これは計画ですが実施に移すフローのようなものがあればもっといいと思います。どのように見直し、どうしていくかまで言及できれば一番良いと思います。三谷委員のご指摘の件は、事務局と私と三谷委員で一度協議させていただくということでしょうか。その他、何かございましたら、お願いいたします。
- (三谷委員) 新旧対照表には書いていませんが、本編23ページに救助救急活動についての記載があります。この辺りも現行の踏襲で問題ありませんか。
- (濱田委員) ここについても調べましたが、変更はありません。
- (三谷委員) 施策評価の中で、この点はどう評価されていたでしょうか。課題は特になかったと思いますが。
- (事務局山本) 講習を受けた件数などは記載しています。
- (三谷委員) 道路利用者に対する講習回数を増やすことが救急救命においても非常に重要な役割を果たすとすれば、何か具体的な対策や施策で記載できそうなことがあればと思います。そうした方が後日、評価しやすくなると思います。
- (濱田委員) 例えば、来年度から人事課で市職員も救急講習会を受けることが決まっていますので、そういった点も記載していいのではないのでしょうか。
- (三谷委員) もし反映させられるならば、ぜひ入れた方がいいかもしれません。
- (辻委員長) そうでしたら、事前にお配りした内容から少し変更がありますので、再度確認していただきたいと思います。市長と議会への報告がありますので、2月上旬を最後の締めとし、お気づきの点があれば、なるべく早く提出していただくということにしたいと思います。
- 事務局、私、三谷委員で再度見直しさせていただき、最終案を作り、それを皆さんにお送りします。文書の書き方などで、大きな変更はないと思いますが、最終確認をしていただき、問題がなければそれをもって終了にしたいと思います。
- 今後のスケジュールについて、事務局から今一度ご説明をお願いします。
- (事務局山本) 委員長が言われたとおりでして、2月上旬までにご意見を頂き、並行して今日のご意見も踏まえた修正作業をしていきたいと考えております。
- また、改定版を完成させることとは別に、改定を受けての実施内容の見直しについても着手していくつもりです。今年度、この改定案をご審議いただくことは最後になりますが、随時、この委員会で新たに見直した内容をお諮りさせていただきたいと思っております。
- (辻委員長) 最後に何かございますか。特段ないですね。
- どうも4回にわたり、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。